

第5章 文化財の保存及び活用に関する事項

1. 市全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現状と今後の方針

本市には、国指定の文化財22件、県指定75件、市指定80件の有形・無形の文化財が所在している。このほか国登録有形文化財35件、国・県・市の記録選択となっている無形の民俗文化財が3件ある。

これらの指定文化財などは、文化財保護法、大分県文化財保護条例、大分市文化財保護条例の他、関連法令に基づき、これまで保護のための措置が講じられてきており、今後も引きつづき保護を図る。また、所有者などの理解のもと、その価値を広く認知し、後世に受け継いでいくため、歴史的建造物の公開・活用や情報発信、ユニバーサルデザインへの取り組みを進める。

未指定の文化財については、文化財の指定・登録が進むよう、大学などの研究機関と連携し、歴史的建造物などに関する調査成果の推進や共有を図るとともに、その価値が認められたものについては、文化財指定・登録制度を活用し、保存管理や活用が図られるよう、計画的に修理・整備、防災対策などを実施する。また、第3章で挙げた「歴史的風致の周辺環境整備及び景観に関する課題」や「歴史的風致の情報発信と観光への活用に関する課題」などは、課題解決に向けた方針に基づき対応していく。

なお、「文化財保存活用地域計画」については大分県による「文化財保存活用大綱」が策定されたのち、その内容を踏まえつつ策定に向けた検討を進める。

○有形文化財(建造物)

国・県・市指定の有形文化財(建造物)の保護にあたっては、適切な保存管理や活用が図られるよう、現状の保存状況を常に的確に把握するよう努めるとともに、今後これらの文化財をどう保存・活用すべきかについて、所有者や管理者と協議し、保存・活用に向けた修理や整備、防災対策などを計画的に実施していく。登録有形文化財については、所有者との連携を図りながら保存活用を進めるとともに、適切な補修ができるよう、建築士会などの専門家から助言を得られるような仕組みづくりを行う。未指定・未登録の建造物については、建築士会などとの連携をとりながら計画的な調査を進め、価値の認められるものについては、指定・登録を行う。

○遺跡

国・県・市の遺跡については、保存管理計画や整備基本計画を策定済みのものについては、適切に保存・管理を行い、計画的に整備を進める。未策定のもの及び市指定史跡については現状の保存状態を把握するよう努め、適切かつ必要な保存・管理の対策を講じる。とくに磨崖仏については劣化状況の把握と対策について環境調査をはじめとする総合的な調査にもとづいて進める。

未指定の史跡候補の遺跡については、後世に保存、継承していくため、計画的な調査を行い、必要に応じて史跡として指定するよう進める。

○無形の民俗文化財

地域に根付く伝統行事や民俗芸能などの無形民俗文化財は、担い手や後継者不足が進行しており、活動団体への支援を通して、用具などの修理や整備だけでなく伝承活動や担い手の育成も含めた支援を行う。また、市内には未指定だが価値を有するものが多数あるとみられることから、計画的な調査を実施し、必要に応じて指定などを行う。

（２）文化財の修理（整備）に関する方針

文化財の修理は日常的な維持管理における予防措置や、き損の早期把握が重要であるため、所有者などによる適切な維持管理と日常的な点検により損傷の早期発見に努めるとともに、所有者などの意識向上のための適切な助言を実施する。

文化財の修理にあたっては、文化財の持つ価値を損なうことなく適切な保存修理などが施される必要があることから、過去の改変履歴や調査記録などの活用を図るとともに、専門家などと連携のもと詳細な調査を実施のうえで、保存修理のために必要な措置を講じる。

指定文化財の修理・保存・整備にあたっては文化財保護法や大分県・大分市の文化財保護条例に基づき適切に行うとともに、必要に応じて文化庁や大分県文化財保護審議会、大分市文化財保護審議会などの専門家より指導・助言を受けるなど連携して実施する。

その際、修理（整備）に要する所有者などの財政的な負担の軽減を考慮し、文化財の修理・整備などに関わる各種補助制度を積極的に活用する。

（３）文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本市には、大分県立埋蔵文化財センター、大分市歴史資料館などがあり、これらの施設が文化財の展示施設の役割を担っている。

今後もこれらの施設において文化財の保存・活用を行うとともに、関係団体や観光部門と連携し、より効果的に情報発信ができるよう努める。また、文化財の表示板、案内板、誘導サインなどの公共サインの設置やデザイン・材質の適正化を図る。

（４）文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財は、その周辺の自然、道路などの周辺環境や景観及び地域の歴史と一体となって今日まで受け継がれてきたものである。そのため、文化財周辺の環境や景観を阻害する要素が見られる場合には、所有者や管理者との協議のうえで改善を講じる。また、各種整備事業や建築行為が実施される際には、都市計画法や景観法などの関連法令と連動した保全と文化財と周辺環境との調和への配慮を促すように取り組む。

（５）文化財の防災・防犯に関する方針

火災や地震、津波などの災害による文化財の損失を防ぐために、有形文化財（建造物）ごとに防災対策を検討し、被災の予防やリスク対策を図ることが必要である。

火災については文化財が滅失するリスクが高いため、火災が発生しないように予防対策を徹底するとともに、火災が発生した場合の現地における初期消火体制の確保と迅速な通報を行うため、対応マニュアルの整備や防災教育を進める。また、文化財の所有者などに対しては、防災に関わる周知啓発を行い、文化財防火デーには最寄りの消防署や地元消防団、自主防災組織と連携し、文化財施設での消火訓練などを実施する。

予防対策は、消防法で義務づけられている自動火災報知器の設置を行った上で必要に応じて放水銃や消火栓などの消火設備の整備を推進する。

地震対策については、耐震診断や耐震補強工事などの対策を行うことにより、き損や滅失のリスクの軽減を図る。

さらに、津波などの被災に備えて、文化財の詳細な記録の整備や、被災時には被災状況を記録するなど、文化財の被災後を見据え将来的な復元に資する資料などの整備に努める。

防犯対策として、日頃から最新の情報として写真などの記録をとるとともに、文化財やその周辺状況を確認し、整理整頓に努める。また、定期的な見回りを行うとともに、必要に応じて鍵や防犯カメラなどの防犯設備の強化を行う。公開を行う際には十分な監視ができるような監視体制を確保する。加えて、これらの対応を実施していることを看板や広報などで明示し、未然の抑止を図る。

（６）文化財の保存・活用の普及・啓発に関する方針

本市では文化財の存在とその価値について周知するため、文化財マップの作成や文化財情報のホームページ掲載、市内全戸に年1回閲覧する「文化財だより」の発行など、様々な情報媒体を活用している。また、学校教育では、小・中学校を対象に大友氏に関する副読本を活用した授業の開催や地区公民館などで行う生涯学習、大分市歴史資料館による企画展示や講座などを通して歴史や文化を学ぶ機会を創出している。

今後は、これまでの取り組みとあわせて、統一されたデザインの案内板の整備やパンフレットの作成、既に公開している情報の更新、企画展示の充実、講演会やシンポジウムの開催などを通じて、文化財の保全や活用に関する市民意識の醸成に取り組む。

また、森林セラピーロードやサイクリングロード整備などの取り組みと連携し歴史的風致のストーリーを生かした新たな回遊ルートの設定などにも取り組む。

加えて、これまで実施している文化財所有者や保持団体、文化財愛護団体などの伝統文化の保存に関連する団体への補助・助成を引きつづき実施し、市民の積極的な普及・啓発活動への参画を支援する。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

本市における「周知の埋蔵文化財包蔵地」は422ヵ所存在する。これらは、重要な歴史的遺産であり、文化財保護法に基づく保護措置が求められる。

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事などの開発事業を行う場合には、文化財保護法の規定に基づく事前の届出などが必須であり、また、埋蔵文化財包蔵地以外の場所で遺跡が発見された場合においても届出が必要であることなど、法に定められた届出義務を周知するとともに、開発に関わる事業者などと十分な協議のうえ、その保存を図るよう調整に努める。

開発事業に伴い、法の規定に基づく届出などがあった場合には、速やかに県教育長へ進達し、その指示にしたがって適切な保護措置をとるものとし、確認調査や本発掘調査が必要となった場合には、調査着手時及び調査終了後に県教育長に報告するとともに、調査に関して県から指導があった場合にはそれに従う。

なお、近世の遺跡についても、府内城城下町跡、鶴崎御茶屋跡など、周知の埋蔵文化財包蔵地としているものについては、中世以前の遺跡と同様に保護の対象としていく。

(8) 文化財行政の体制と今後の方針

本市における文化財関連業務は、教育委員会が担当しており、専門職員として18名(考古・史跡調査15名、文献調査2名、建造物保存修理1名)、事務職員21名、嘱託職員19名、臨時職員2名を配置している。

文化財の保存・活用に当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第14号の規定により、教育委員会の職務権限とされていることから、文化財課が関連する取り組みを推進するものとする。

また、歴史的風致を維持・向上させる上で、未指定の文化財を市指定とすることを目指す場合には、大分市文化財保護条例第20条第3項に基づき、設置している大分市文化財保護審議会(考古、古代史、中世史、近世史、建築史、民俗、美術、工芸、動物、植物の10名)に諮り、検討するものとする。今後も現在の体制を基本に文化財の保存・活用を図り、必要に応じて「大分市歴史的風致維持向上検討協議会」との連携を図る。

(9) 住民・NPO法人等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

本市の文化財を保存・活用していくためには、行政機関だけで取り組むのは困難であるため、地域において文化財の保存や活用に取り組んでいる団体との連携を図ることが重要である。

本市における文化財の保存・活用に関わる団体は、下記に示す団体であり、それぞれが文化財の調査や情報発信、無形の民俗文化財を保護・伝承する活動などに取り組んでいる。今後はこれら各団体の多様な活動の継続とさらなる活性化を図るため、必要に応じて情報提供、人材育成、ガイドの育成などを支援し、市民を主体とした文化財の保全・活用の活動を推進していく。

○団体一覧

- ・国分文化財愛護少年団
- ・宮苑文化財愛護少年団
- ・丑殿古墳文化財愛護少年団(上片面子ども会)
- ・常行文化財愛護少年団
- ・森岡文化財愛護少年団
- ・植田史跡探訪歩こう会
- ・鶴崎地区文化財研究会
- ・大分市大在地区文化財研究会
- ・大南地区文化財同好会
- ・坂ノ市地区郷土史愛好会
- ・本神崎文化財愛護少年団(こうざきワンプクススポーツ少年団)
- ・NPO法人 鶴崎文化研究会
- ・神楽団体

岡倉神楽保存会、大内神楽、白家神楽、伊与床五柱神社神楽社、細神楽、二目川神楽保存会、片島里神楽、小池原神楽、羽田神楽、霜疑神社下郡神楽保存会、二豊神楽、上判田米良神楽保存会、西寒多子ども神楽、神崎神楽、国分神楽社、松岡神楽、日吉子供神楽保存会、馬場子供神楽保存会、岡倉こども神楽保存会、長浜神楽保存会、大志神楽会、大分神楽社、上戸次こども神楽クラブ、小池原こども神楽

このほか各地域に残る文化財や郷土芸能を守る活動をつづけている団体

- ・NPO法人大友氏顕彰会
大友氏顕彰フォーラムの開催、情報誌の出版など
- ・大友歴史保存会
歴史ツアー、教育活動など
- ・大友氏遊学会
ボランティアガイドの実施など
- ・豊後大友宗麟鉄砲隊
火縄銃演武の再現による古式火縄銃の保存、砲術流儀の継承と伝承など

2.重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現状と今後の具体的な計画

重点区域内には、重要文化財が9件(建造物は1件:10棟)、国登録有形文化財が11件、国指定史跡名勝天然記念物が3件、県指定文化財32件、市指定文化財が11件、合計66件の指定文化財などが存在する。これらの指定文化財などのうち、重要文化財柞原八幡宮、国史跡大友氏遺跡、県・市指定史跡府内城跡^{ふないじょうあと}については、保存活用計画、保存管理計画もしくは整備基本計画が策定されており、これらに基づき計画的な保存・整備・活用を進めていく。また、国指定史跡大分元町石仏については、これまで保存整備事業が適宜実施されており、その内容や時期、成果などを取りまとめながら、保存活用計画の策定を予定している。その他の文化財については、文化財保護法や大分県文化財保護条例、大分市文化財保護条例のほか、関連法令に基づき、必要に応じて保護のための措置を講じるとともに、今後とも所有者などと連携しながら現状把握に努め、適切な保存と活用を図るものとする。未指定・未登録の有形文化財、地域に伝承されている伝統行事・伝統文化については、計画的に調査を進め、必要に応じて、追加指定や登録、記録選択とするよう努める。

【対象事業】

大分城址公園整備・活用事業（事業期間:平成29年度～令和8年度）

大友氏遺跡歴史公園整備事業（事業期間:平成28年度～令和10年度）

重要文化財 柞原八幡宮本殿他4棟保存修理事業（事業期間:平成30年度～令和7年度）

国史跡「大分元町石仏」保存管理事業（事業期間:令和元年度～令和10年度）

(2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

重要文化財柞原八幡宮のうち本殿については解体修理を要する状態であり、その他の指定建造物についても解体や半解体修理を要するものが多い。このため、本殿周辺の5棟を1期工事とし申殿など7棟を2期工事として平成30(2018)年度から通算で15年の事業期間で保存修理に着手している。また、修理にあわせて耐震診断を行い、結果によっては耐震補強を行う。

史跡大友氏遺跡は、調査・研究によりその歴史的価値の整理も進み、整備基本計画に基づき短期整備事業である、大友氏館跡の整備に着手している。令和2年(2020)4月には、庭園遺構^{ていえんいこう}(お池)の一般公開に向けて整備を進めている。引きつづき、大友氏が居住していた館など、中心建物を立体的に復元させる中期整備に取り掛かり、令和11(2029)年度の一般公開に向けて準備を進める。なお現存する土塁^{どるい}や堀跡^{ほりあと}や地下に埋蔵されている遺構^{いこう}については、確実に保存し、整備にあたっては遺構全体に保護盛土を原則とする。県・市指定の史跡である府内城跡は整備・活用基本計画に基づき、遺構の保存を図りながら計画的に整備を進める。現存する江戸時代の建造物である櫓や塀、石垣については、現状を把握したうえで適切に保存・修理し維持を図る。また、将来の整備に向けて『府内藩記録』^{ふないはんきろく}など文献資料の調査研究や城内の確認調査、石垣の測量など、基礎的な調査についても着実に推進する。

登録文化財及び未指定の建造物については、所有者の同意が得られれば歴史的風致形成建造物に指定し、保存や活用を支援する。

【対象事業】

大分城址公園整備・活用事業（事業期間：平成29年度～令和8年度）

大友氏遺跡歴史公園整備事業（事業期間：平成28年度～令和10年度）

重要文化財 柞原八幡宮本殿他4棟保存修理事業（事業期間：平成30年度～令和7年度）

（3）文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内の歴史的風致を学び、体感できる機能を強化するため、国の史跡大友氏遺跡の整備にあわせて、歴史的風致に関する文化財の保存・展示及び情報発信を強化するとともに、住民や各種活動団体の交流と情報発信の拠点となる学習交流施設の整備を進める。なお、学習交流施設の機能については、大分県立埋蔵文化財センターや大分市歴史資料館との連携・調整を行う。

文化財の案内板や説明板は、関連機関と連携しながら統一されたデザイン・材質のものに更新するとともに、多言語化を進める。SNSやボランティアについては、府内城下町や中世大友府内町で試みているように「まち歩きモデルルート」を設定し、スマートフォンや歴史ガイドなどを活用して情報を提供する。大友氏遺跡や府内城跡については、整備が長期間に及ぶため、VRやARを活用しタブレットやスマートフォンなどで見ることができるコンテンツを作成するとともに、整備の進捗にあわせて新着情報の発信も行う。

【対象事業】

大分城址公園整備・活用事業（事業期間：平成29年度～令和8年度）

大友氏館跡庭園整備見学ツアー（事業期間：平成30年度～令和元年度）

大友氏遺跡周辺史跡案内サイン設置（事業期間：平成30年度～令和2年度）

大友氏遺跡情報発信事業（事業期間：令和元年度～令和10年度）

地域資源活用人材育成事業（事業期間：平成30年度～令和10年度）

（4）文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域内の指定文化財及び歴史的価値の高い建造物が分布する周辺地域については、文化財を核としてその周辺環境と一体的に保存するため、景観計画や景観地区、屋外広告物条例などの周知を行う。

日豊本線や久大本線の鉄道残存敷は、JR大分駅から大友氏遺跡への回遊ルートとなり、国道10号と都市計画道路中島錦町線は、大友氏遺跡と府内城跡を結ぶ主要な回遊ルートとなる。特に都市計画道路中島錦町線は、大友氏館跡の正門前を通る主要な道路であり歴史を体感しながら回遊を促す重要な軸と位置付けられる。そのため良好なまちなみ景観の形成に向け、歩道の整備や電線類の地中化など、周囲の景観と調和を図るための修景整備を進める。

また、文化財周辺の景観を阻害している要素があれば、関係者と調整のうえ改善を促進する。また、周辺の公共施設や都市基盤の整備を行う際には文化財や周辺環境と調和の取れたものとする。さらに、活動団体などとも連携しながら、眺望景観など文化財の周辺環境の価値を再認識し、回遊行動などへとつなげていくための啓発などの取り組みを展開する。

【対象事業】

道路美装化・修景事業(都市計画道路中島錦町線)(事業期間:平成29年度～令和元年度)

無電柱化・修景事業(市道府内3号線、市道府内11号線)(事業期間:令和2年度～令和4年度)

鉄道残存敷における歴史的風致の回遊ルート整備事業(事業期間:平成28年度～令和4年度)

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

重点区域内には、重要文化財柞原八幡宮をはじめ、重要文化財の美術工芸品を所蔵する^{こんごうほうかい}金剛宝戒寺や^{じたいさんじ}大山寺、県指定史跡の建造物がある府内城跡などがあるため、毎年1月26日の文化財防火デーに合わせ、大分市教育委員会、大分市消防本部、各地区の消防団と文化財所有者・管理者が連携して消防訓練を継続する。

歴史的建造物においては、消防法で義務づけられている自動火災報知器や消火設備などの防火設備の設置を促すものとする他、必要に応じて耐震診断や耐震補強工事の実施などの地震対策への支援を行う。さらに、津波など、万が一の被災に備えて、文化財の詳細な記録の整備や、被災時には被災状況を記録するなど、文化財の被災後を見据え将来的な復元に資する資料などの整備に努める。

防犯対策として、日頃から写真などの記録を残すとともに、文化財やその周辺状況を確認し、整理整頓に努める。また、定期的な見回りを行うとともに、必要に応じて鍵や防犯カメラなどの防犯設備の強化を行う。公開を行う際には十分な監視ができるような監視体制を確保する。加えて、これらの対応を実施していることを看板や広報などで明示し、未然の抑止を図る。

(6) 文化財の保存・活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域内において、文化財の普及啓発に関する取り組みを積極的に行う。

文化財のガイドブックを新たな視点で分かり易く作成するとともに、文化財のガイドを育成し、来訪者への案内解説はもとより、将来の担い手となる若者や児童・生徒への学習にも対応できるようにする。

また、文化財を活用したイベントや講演会、企画展などの歴史に親しむ企画を進め、広く周知を図り、文化財の普及・啓発に努める。

特に、大友氏遺跡に関しては、平成25(2013)年度から小学校において^{おおともそうりん}大友宗麟をテーマとする副読本を用いた学習を行っており、平成29(2017)年度からは大友氏に関する歴史検定とジュニアガイドの育成を進めている。こうした試みを定着させて来訪者への案内解説を担える若い世代を育成するとともに、郷土の歴史や文化財への理解と愛着を深めることを目指す。

【対象事業】

地域資源活用人材育成事業(事業期間:平成30年度～令和10年度)

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

市内で現在確認されている「周知の埋蔵文化財包蔵地」全422箇所のうち、重点区域内に存在するものは^{ゆすはら}24箇所ある。中でも柞原八幡宮遺跡、^{ふない}府内城下町跡、^{ちゅうせい}中世大友府内町跡、^{うえの}上野遺跡群、^{せいけ}勢家遺跡の5遺跡については大分市の歴史上特に重要と考えられるため、慎重な対応が必要である。

「周知の埋蔵文化財包蔵地」などにおいて開発計画などを実施する場合は、事前の協議を徹底し、事前の確認調査などにより、開発計画との調整を行い、できる限り現状保存を図る。また、やむを得ず記録保存のため本発掘調査が必要な場合は、開発事業者と費用及び時期などについて充分協議し、調査を行うこととする。調査にあたっては、大分県教育委員会の助言・指示を得て適切な保護措置を行う。

【対象事業】

大分城址公園整備・活用事業（事業期間：平成29年度～令和8年度）

大友氏遺跡歴史公園整備事業（事業期間：平成28年度～令和10年度）

（８）文化財の保存・活用に関わる各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域内には、柞原八幡宮をはじめ各社寺の祭礼を担う、氏子や自治会、伝統芸能保存会があるほか、観光ボランティア団体や国史跡大友氏遺跡、府内城などをテーマに、顕彰や情報発信を行っている団体が多数あり、文化財の活用を古くから継続的に行っている。

そのため、自治会や保存会、各種団体に対しては、その活動が存続し継承できるよう、用具の整備や活動の伝承に対する支援を引きつづき行い、効果的な文化財の保存・活用に向けて、重点区域全体での活動の連携、交流を図っていく事を目指す。

【対象事業】

地域資源活用人材育成事業（事業期間：平成30年度～令和10年度）

柞原八幡宮等祭礼継承基盤整備事業（事業期間：令和元年度～令和10年度）